

ワクワクチャレンジ創業支援事業 実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が実施するワクワクチャレンジ創業支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本事業は、スモールビジネス及びコミュニティビジネスの分野で、県内で創業する中小企業者等から、新規性・独自性のある事業計画等を募集し、当該事業に要する経費の一部を補助することによりスモールビジネス及びコミュニティビジネスでの起業・新分野展開を支援し、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請から1年以内に中小企業者及びNPO法人等として県内で創業する予定の個人又は県内で創業後3年以内の中小企業者及びNPO法人等
- (2) ベンチャーキャピタルその他投資を目的とする会社からの出資を受けることを予定していない個人、中小企業者及びNPO法人等

(対象事業)

第4条 スモールビジネス又はコミュニティビジネス分野であって、地域経済に資する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める事業に要する経費のうち、以下に掲げるものとする。

機械・設備費、器具・工具・備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く）、店舗改装費、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限る、かつ対象経費の20%以内）、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他当機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

(補助金額及び補助率)

第6条 機構が助成する金額は、製造業・建設業については1件あたり200万円、卸・小売・飲食・サービス業等その他の業種については1件あたり100万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、補助率は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とする。

なお、県の起業支援講座（「とやま起業未来塾」「とやまスタートアッププログラムin東京」等）修了生のうち優秀プラン（知事特認）の場合、上限額は1.5倍（卸小売サービス業等150万円、製造業等300万円）

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申請を行うことができないものとする。

(1) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

(3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合

(4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び中小企業診断士による現地調査等のうえ、審査会においてその内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請した者（以下「補助事業者」という。）に対して交付の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項による交付の決定に当たっては、仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該仕入控除税額を減額するものとする。

3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定時において仕入控除税額の減額を行うこととする。

(事業計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、計画変更申請書（様式第3号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の申請があった場合は、その適否を計画変更決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書（様式第5号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の報告書を受理したときは、補助事業者に対し当該事業の取扱いを指示するものとする。

(遂行状況報告)

第11条 理事長は補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行の状況を報告させることができる。この場合において、補助事業者は補助事業の遂行の状況に関して遂行状況報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 補助事業者は、遂行状況報告書（様式第6号）を提出して、理事長に概算払を請求することができる。

2 前項の場合において、理事長は報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査

等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付決定額の2分の1を限度として、1回に限り補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号）をその完了した日から30日以内又は本事業の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第15条 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 理事長は、交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第9号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。
- 3 理事長は第1項又は前項の場合において、補助事業者に対し補助金を返還するよう通知するものとする。

- 4 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を、当該事業年度又は当該事業年度の終了後3年以内に出願し若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(取得財産)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、理事長が別に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。この場合において、理事長は当該取得財産等が別に定める期間を経過する場合を除き、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(収益納付)

第19条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に本補助事業に係る利益状況について、利益状況報告書（様式第10号）により理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、利益状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施の結果、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与等により、純利益が生じたと認めるときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(証拠書類の保存等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、補助事業に係る帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があ

った場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(実施細目)

第21条 この要領に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。